

[事案 2019-230] 入院給付金支払請求

・令和2年5月11日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反により契約解除となったことを不服とし、契約解除の取消しおよび入院給付金の支払い等を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成30年12月に両核性白内障により入院し、水晶体再建術を受けたため、平成30年10月に契約した終身医療保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約を解除され、入院等給付金が支払われなかったが、以下の理由により、解除を取り消して入院給付金を支払ってほしい。それが認められない場合は、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 両眼白内障の治療で受診していたとは、認識していなかった。
- (2) 告知時に募集人から「ヘルペスは皮膚の病気なので、告知しなくてよい」と言われた。

<保険会社の主張>

以下の理由から、申立人の請求には応じられない。

- (1) 募集人は、申立人から、告知日以前に、右眼ヘルペス性角結膜炎、右眼ヘルペス性眼瞼炎、両眼白内障の治療歴について全く聞いていない。
- (2) 募集人は、告知の妨害をしておらず、告知をしないように教唆してもいない。
- (3) 申立人は、右眼ヘルペス性角結膜炎、右眼ヘルペス性眼瞼炎、両眼白内障の病名を告知日以前に医師から告げられており、そのすべての疾病について、少なくとも告知の3か月前まで通院していたもので、申立人には重過失がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の経緯等および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人による告知妨害等の事実は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。